

奈良県農業大学校校則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第一号

奈良県農業大学校校則の一部を改正する規則

奈良県農業大学校校則（昭和五十八年三月奈良県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

なら食と農の魅力創造国際大学校校則

目次中「・第二条」を「―第三条」に、「第二章 基礎課程等（第三条―第二十一条）」を「第二章 入学定員、修業科目等（第四条―第二十六条）」に、「第二十二條―第二十四条」を「第二十七條―第二十九條」に、「第二十五條・第二十六條」を「第三十條・第三十一條」に改める。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、なら食と農の魅力創造国際大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号。以下「条例」という。）第十七条の規定により、なら食と農の魅力創造国際大学校（以下「大学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二十六条を第三十一条とし、第二十五条を第三十条とする。

第二十四条中「短期研修修了証書（第五号様式）」を「研修修了証書（第四号様式）」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十二條を第二十七條とする。

第二十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十条の見出しを「（進級及び卒業）」に改め、同条第一項中「卒業及び修了並びに基礎課程に引き続いて専門課程を修業を」を「進級及び卒業を」に改め、同条第二項中「修了することができる学生に対し修了証書（第四号様式）」を「削り、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（称号の授与）

第二十四条 知事は、卒業することができる学生に対して、アグリマネジメント学科にあつてはならアグリマイスターの称号を、フードクリエイティブ学科にあつてはならフードマイスターの称号を授与する。

(表彰)

第二十五条 知事は、学生のうち、特に成績が優秀であると認められる学生を表彰することができる。

2 前項の表彰の基準及び方法は、知事が別に定める。

第十九条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「奈良県農業大学学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号。以下「条例」という。）第五条」を「条例第七条」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とする。

第十三条第一項中「独立の生計を営む者二人とし、そのうち一人は、校長が別に定める親族」を「一人とし、独立の生計を営む成年人」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条の見出し中「承認」を「手続」に改め、同条中「者で」を「者は、」に、「を提出した者に対し、校長は入学を承認する」を「及び校長が別に定める書類に条例第六条第一項に定める入学料を添えて提出しなければならない」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(還付する入学査料の額)

第十四条 条例第五条第五項の規則で定める額は、既納の入学査料の全額とする。

第十条中「基礎課程等に入学しようとする」を「大学校への入学を志願する」に、「次に掲げる」を「条例第五条第一項に定める入学査料及び校長が別に定める」に改め、同条各号を削り、同条を第十二条とする。

第九条中「基礎課程等」を「大学校」に改め、同条を第十一条とする。

第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(入学の時期)

第十条 入学の時期は、学年の始めとする。

第七条を第八条とする。

第六条（見出しを含む。）中「課程」を「学年」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「基礎課程等」を「大学校」に、「別表に定めるとおりとする」を「知事の

承認を得て校長が定める」に改め、同条を第六条とする。

第四条を次のように改める。

（入学定員及び修業期間）

第四条 大学の学生（以下「学生」という。）の入学定員及び修業期間は、次のとおりとする。

一 入学定員

アグリマネジメント学科 おおむね二十人

フードクリエイティブ学科 おおむね二十人

二 修業期間 二年

第四条の次に次の一条を加える。

（在学年限）

第五条 学生が大学に在学できる年限は、四年とする。

2 学生は、同一学年に二年を超えて在学することはできない。

第三条を削る。

「第二章 基礎課程等」を「第二章 入学定員、修業科目等」に改める。

第一章中第二条の見出しを「(学科)」に改め、同条中「基礎課程、専門課程及び高度専門課程（以下「基礎課程等」という。）」を「アグリマネジメント学科及びフードクリエイティブ学科」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（委任）

第二条 条例第四条に規定する入学の承認は、なら食と農の魅力創造国際大学の校長

（以下「校長」という。）に委任する。

別表を削る。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第12条関係）

入 学 願 書

年 月 日

なら食と農の魅力創造国際大学校長 殿

住 所

(ふりがな)

本人氏名

生年月日

連絡先

私は、この度なら食と農の魅力創造国際大学校の下記の学科に入学したいので、
関係書類を添えて申請します。

記

入学を志願する学科

	アグリマネジメント学科
	フードクリエイティブ学科

第2号様式（第14条関係）

誓約書

年 月 日

なら食と農の魅力創造国際大学校長 殿

私は、貴校に入学のうえは、所定の諸規則及び指示等を堅く守り、学業に精励することを誓います。

本人 住所

(ふりがな)

氏名

印

上記の者が、貴校に入学のうえは、所定の諸規則及び指示等を堅く守らせるとともに本人の在学中身上に関する一切の責任を負うことを誓約します。

保証人 住所

(ふりがな)

氏名

印

本人との続柄

連絡先

第三号様式中「第20条関係」や「第23条関係」及び「本大学校基礎課程及び専門課程を修了したことを」や「あなたは本大学校の 学科所定の課程を修めた

のでここに」及び「

」及び「

」及び「奈良県農業大学校長」や「な

ら食と農の魅力創造国際大学校長」に相当する。

第四号様式を記す。

第五号様式中「第24条関係」や「第29条関係」及び「短期研修修了証書」や「研修修了証書」及び「本大学校」や「あなたは本大学校」及び「証明します」や「証します」及び「

」及び「

」及び「奈良県農業大学

校長」を「なら食と農の魅力創造国際大学校長」に代め、同様式を第四号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、平成二十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良県農業大学校校則（以下「改正後の校則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日以降に入学する者から適用し、同年三月三十一日に在学する者については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の校則第十二条の規定による入学志願の手續、改正後の校則第十三条の規定による入学試験、改正後の校則第十四条の規定による還付する入学考査料の額の定め、改正後の校則第十五条の規定による入学の手續及び改正後の校則第二十七条の規定による研修内容等の定めに関し必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の校則第十二条から第十五条まで及び第二十七条の規定の例により行うことができる。

4 前項の場合において、改正後の校則第十二条、第十三条、第十五条及び第二十七条中「校長」とあるのは「奈良県知事」と、改正後の校則第一号様式及び第二号様式中「なら食と農の魅力創造国際大学校長」とあるのは「奈良県知事」とする。